

議員提出議案に対する質疑 田口一登議員 (2019年6月21日)

## 減税ナゴヤの議員報酬800万円条例案 議会基本条例にもとづく根拠を示せないのか

6月定例会に減税日本ナゴヤ市議団が、「議員報酬の年額800万円恒久化条例案」を提出し、提案説明の後、議案質疑が行われ、田口一登議員が質問を行いました。質問者は田口議員一人だけでした。

概要を紹介します。



### まず800万円に戻し、 第三者機関で議論し決定を

田口議員は、減税ナゴヤが提案した条例案について「800万円を制度値とする（今年8月から実施）」ことに対し、日本共産党の考えかたとして「現行1450万円の特例値は市民の意見も聞かずに引き上げたものであり、まずは引き上げ前の800万円に戻し、その上で新たな報酬額については、市民参加の第三者機関で民意を聴取しながら検討し、決定する」という対案をしめし、減税日本ナゴヤの条例案についてただしました。

### 議会基本条例は報酬額を定める 4つの指標を明示している

名古屋市会議員の議員報酬について、「議会基本条例」で、①本市の財政規模、②事務の範囲、③議員活動に専念できる制度的な保障、④公選としての職務や責任、という4つのメルクマールを考慮して定めるとされています。

田口議員は、「800万円でも議員活動に専念することは可能だと考えていますが、本市の財政規模や事務の範囲、公選としての職務や責任に照らしても、800万円がふさわしい額なのか、明確な根拠を持ち合わせていない」ので、「議会基本条例の規定に照らして、800万円が適切な額というのであれば、その根拠を示してほしい」と質問しました。

### 2011年の800万円の議決は重要（減税）

減税ナゴヤの手塚議員は「市民の代表であり市民との同質性が求められる」と答え、「2011年の出直し選挙後に、民意を得るまでの間されながらも800万円を議決したことの意義は重要」としか言えませんでした。

### 条例案の提出にあたり、 公聴会などの機会を設けたのか

議会基本条例では、議員報酬に関する条例を提出する際には、「民意を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を活用することができる」とされています。

### 選挙結果が民意（減税）

田口議員は、「今回の条例案の提出にあたって、公聴会など民意を聴取するための機会を設けたのか」と質問したところ、減税ナゴヤの議員は「今回の市議選の議席数、得票数、得票率であり、公約による市民への支持の広がり」と、選挙結果が民意だということを繰り返すだけでした。

### 過去最低の投票率で「熱のこもった争点」と言えたのか

今回の市議選は過去最低の投票率でした。マスコミも投票日翌日の社説で「『市議報酬半減』や…天守閣の木造復元などが真の争点にはならず、有権者の心に届くような熱のこもった論戦が少なかったこと」が、過去最低の投票率となった「証左」だと書いているように、8年前の選挙のような争点にならなかったこと指摘しましたが、減税は「十分な争点だった」というだけでした。

### 相次ぐ不祥事で破綻した「政治ボランティア化」

また、「政治ボランティア化」という市長の政治理念にもとづいて提案しているのかという質問に、減税議員は「市長の理念であり、賛同している。不祥事のデパートと揶揄される厳しい指摘をうけ、政治ボランティア化は机上の空論との声もいただいたが、それを理念と掲げ、目指し、途上にいる」と答えました。



### 公聴会も開かない。議会基本条例に則っていない議案だ

今回の条例案は、提出の手続きでも、議会基本条例に則っていない議案だと言わなければなりません。